

9月9日は「救急の日」

救急業務に対する御理解と御協力をお願いいたします。

「救急の日」の目的

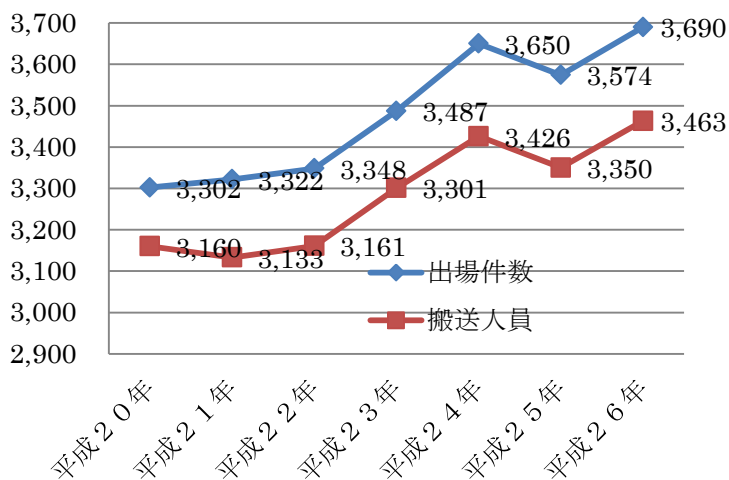
「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する地域の皆様の正しい理解と認識を深めて頂くとともに、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められました。



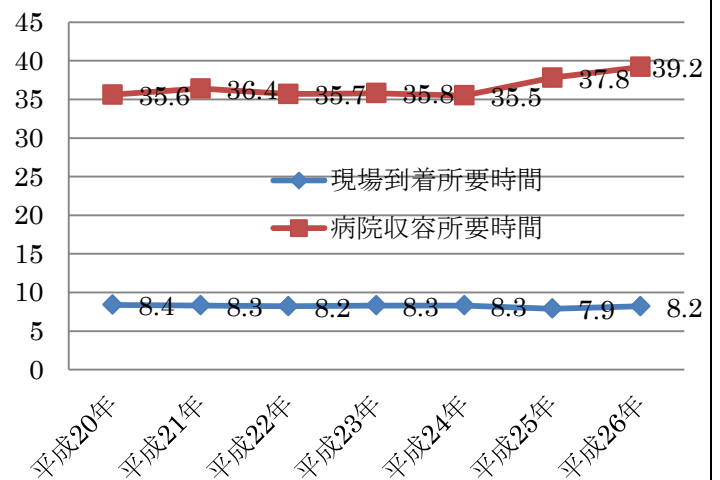
光地区消防組合の救急出場の現状

近年、救急出場件数の増加に伴い、医療機関に収容するまでに要する時間が年々遅くなっています。

救急出場等の推移



所要時間推移



救急車の適正利用について

本当に救急車が必要な現場に出場できるよう、救急車の適正な利用をお願いいたします。

○症状は軽いけど、どこの病院にいけばいいのかわからない等の場合は、消防本部警防課指令係までお問い合わせ下さい。

問 光地区消防組合消防本部警防課指令係 TEL **0833-74-5604** (24時間対応)

○症状の軽い、お子さんの急病やケガで、受診の可否について判断できない場合
小児救急医療電話相談 **#8000** 又は **083-921-2755** をご利用下さい。

○緊急に医療機関での受診が必要な場合は、迷わず救急車を要請して下さい。



救急車適正利用関連サイトへアクセス →

過去の事例

救急要請があり、実際に救急隊が現場に行き、関係者から状況を聴取したところ・・・

- 薬局に薬をもらいに行くので乗せて行って欲しい。
- 定期の検診に行くのに、荷物が多いので乗せて行って欲しい。
- 家の中に虫が入ってきたので、どうにかして欲しい。などなど

救急車は限りある資源です

いざという時のため

適正利用に御理解と御協力をお願いいたします



救急業務に関するご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

光地区消防組合消防本部警防課救急係

TEL 0833-74-5603

